

各位

八戸市財政部契約検査課

技術者等の取扱いの一部改正について

建設業法及び監理技術者制度運用マニュアルの一部改正により、金額要件の見直しがされたことを踏まえ、当市で定める「八戸市発注工事における技術者等の取扱いについて」を一部改正したのでお知らせします。

1 改正概要**①監理技術者の配置が必要となる下請代金額の引上げ**

現行の運用	新たな運用
下請契約の請負代金の合計が <u>4,500万円</u> (建築一式工事の場合は、 <u>7,000万円</u>)以上の建設工事は、監理技術者の配置が必要。	下請契約の請負代金の合計が <u>5,000万円</u> (建築一式工事の場合は、 <u>8,000万円</u>)以上の建設工事は、監理技術者の配置が必要。

②主任（監理）技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金額の引上げ

現行の運用	新たな運用
請負代金額が <u>4,000万円</u> （建築一式工事の場合は、 <u>8,000万円</u> ）以上の建設工事は、主任（監理）技術者を専任で配置しなければならない。	請負代金額が <u>4,500万円</u> （建築一式工事の場合は、 <u>9,000万円</u> ）以上の建設工事は、主任（監理）技術者を専任で配置しなければならない。

※「八戸市発注工事における技術者等の取扱いについて」は下記リンクからご確認ください。

【トップページ→事業者向け→入札・契約→要綱・要領等(入札・契約)】

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/jigyoshamuke/nyusatsu_keiyaku/7853.html

2 施行期日

令和7年3月1日から実施する。

問合せ先
八戸市 財政部 契約検査課
0178-43-2111
内線 3455、3456